

発信年月日：令和7年7月22日

所属部課		連絡先
会計課		TEL 0837-23-1160 FAX 0837-23-1219
企画総務部 総務課		TEL 0837-23-1112 FAX 0837-22-6345
件 名	山口県収入証紙亡失事案について	

1. 事案の概要及び経緯

令和7年7月2日、会計課が販売する山口県収入証紙（以下「県証紙」という。）の月末締め処理のため、6月の県証紙の売上数量及び残数の突合確認を行った際、額面金額1万円分の県証紙の残数が3枚不足し、亡失していることが判明した。

本事案判明後、他の書類への混入による亡失等の可能性を考え、速やかに会計課執務室内を探索するとともに、関係職員の聞き取り等を行ったが、県証紙の発見には至らなかった。

その後、7月9日に長門警察署に事案の説明及び相談を行ったが、事件性が低いと考えられるため、被害届提出に至らなかった。

2. 原因

亡失日は不明ではあるが、県証紙の売上及び入金状況から、6月5日から6月12日の間に亡失したものと思料する。亡失原因については、現在においても特定に至っていないが、事案判明が遅れた原因としては、本来であれば、関係規則に基づき、基金整理簿を作成し、基金の異動状況を日々明らかにしておかなければならないところ、長年にわたって同整理簿を作成していないなど、組織によるチェックが十分でなかった。

3. 今後の対応

本事案は地方自治法第243条の2の8第1項に規定する会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員の故意又は過失による現金の亡失に該当し、本市に損害を与えたと認められるため、監査委員に対し、本日、職員の賠償責任の有無及び賠償額の決定に係る監査請求を行った。

4. 再発防止策

今後このような事案を起こすことのないよう、残数確認を毎日複数人で行うなど、チェック体制の強化を図り、再発防止に努める。

市長コメント

市では、法令に基づいた事務処理に努めてきたところですが、このような事案が生じたことは、誠に遺憾であるとともに、市民の皆様に対する行政への信頼を損ねることとなりましたことを、心から深くお詫び申し上げます。

職員に対しましては、二度とこのような事案が生じることのないよう、会計事務を担う責任感と使命感を自覚するとともに、チェック体制を強化し、緊張感を持って職務にあたるよう改めて指示したところです。

今後、このような事案が再び起きることのないよう再発防止に取り組み、職員一丸となって信頼回復に努めてまいります。

なお、関係する職員に対しましては、地方自治法の規定に則り、市監査委員に損害の責任に関する監査請求を行い、その結果を踏まえ厳正に対処してまいります。